《居宅介護支援事業》

樫本ケアプランセンター"子りす"運営規程

第1条 この運営規程は医療法人樫本会の開設する、樫本ケアプランセンター"子りす" (以下事業所とする)の運営に関する規定を定めたものである。

(事業の目的)

第2条 医療法人樫本会が設置する樫本ケアプランセンター"子りす"が行う居宅介護支援事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅要介護者がその居宅において日常生活を営むために必要な居宅サービス、又は施設サービスが適正、適切に利用等できるよう、介護支援専門員が居宅要介護者等からの依頼に応じ、その心身の状況、その置かれている環境、及び居宅要介護者等やその家族の希望等を勘案し、利用するサービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、それに基づいてサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保健施設等との連絡調整、その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第3条

- 1 この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、 その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常 生活を営むことができるように配慮し、行うものとする。
- 2 この事業所が実施する事業は利用者の心身の状況、その置かれている環境等に 応じて利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様 な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 3 サービスの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の 立場に立って、提供される指定居宅介護サービス等が特定の種類又は特定の居宅 サービス事業者に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 4 事業の運営に当たっては市町村、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保健施設等との連携に努めるものとする。
- 5 前4項の他、「大阪府指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援 等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」(平成26年大阪府条例第 136号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1) 名 称 樫本ケアプランセンター"子りす"
- 2) 所在地 大阪狭山市東くみの木4丁目1126

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 この事業所における職員の職種、員数、及び職務の内容は次のとおりとする。

1) 管理者(常勤)

事業所の全体的な管理を行い、介護支援専門員、その他の従業者の管理、及び 居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理 を行う。また事業所の介護支援専門員、その他の従業者に運営基準を遵守させる ため必要な指揮命令を行う。 2) 介護支援専門員 1名以上

要介護者等からの相談に応じ、また要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて本人や家族の意向に基づいて居宅サービス、施設サービスを適切に利用できるようサービスの種類、内容等を計画、作成し、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保健施設等の連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日は毎週月~金曜日、営業時間は午前8時30分~午後5時30分とする。 休日は土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月30日~1月3日まで)とする。 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制と する。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第7条 事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

1) 利用者の相談を受ける場所 本事業所内相談室

2) 使用する課題分析票の種類 標準項目による課題分析

3) サービス担当者会議の開催場所 本事業所内相談室兼会議室

又は利用者宅、必要に応じてサービス

事業所等にて開催

4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低1ヶ月に1回とし、利用者の自立した

日常生活を支援する上で、解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後等の必要

に応じ随時訪問する。

(利用料等)

第8条 利用料 「介護報酬告示上の額」とする。

利用料等については、あらかじめ利用者や家族に対し、その内容及び費用に関し説明を行い同意を得る。

また、利用料の支払いを受ける場合には領収書を交付する。

(涌常の事業の実施地域)

第9条 通常の実施地域は大阪狭山市とする。

(事故発生時の対応)

第10条

- 1 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した 場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を 講ずるものとする。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した 場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条

- 1 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措 置を講じるものとする。
- 2 事業所は、事業に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件 の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、 及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合 は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密保持と個人情報の保護について)

第12条

- 1 本事業所は、業務上知り得た個人情報が漏れる事がないよう管理を徹底する。
- 2 従業者は、業務上知り得た秘密を保持する。この義務は契約終了後も継続するものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者と の雇用契約の内容とする。

(高齢者虐待防止に関する事項)

第13条

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待などの防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 2 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 3 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に 養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、 これを市町村に通報するものとする。
- 4 その他虐待防止のために必要な措置を講ずるよう支援する
 - ・成年後見制度の利用支援
 - ・各市町村、包括支援センター等の公的機関との連携

(身体拘束の禁止)

第14条

- 1 利用者または利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合 を除き、身体的拘束等を行わない。
- 2 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(非常災害時の対応)

第15条

- 1 事業所は非常災害時に備え、定期的に防災訓練を行う。
- 2 事業所はサービスの提供中に天災その他の災害等の事態が生じた場合、事業所 が定める防災計画及び事業所継続計画に基づき、利用者の避難など安全を確保 するための必要かつ適切な措置を講じる。
- 3 事業所は非常災害時の具体的な方法、避難経路及び関係機関との連携等を随時確認する。

(ハラスメントの防止・対応)

第16条

- 1 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、従業員が利用者、利用者家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者、利用者家族等が事業所の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することがある。

(その他の運営についての留意事項)

第17条

- 1) 本事業所は、社会的使命を充分認識し、職員の質の向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、勤務体制を整備する。
- 2) この運営規程に記載されていない事項については、その都度利用者等と医療 法人樫本会の代表者及び代理人とが協議、交渉を行い誠実に対処する。
- 3) この運営規程に記載されていない運営に関する重要事項は、医療法人樫本会の代表者と、当事業所の管理者との協議について定めるものとする。

附則

- この規定は、平成25年4月1日から改正する。
- この規定は、平成30年1月11日から改正する。
- この規定は、令和6年4月1日から改訂する。